

ニュー年金定期預金

令和7年5月1日現在

商品名 (愛称)	・ニュー年金定期預金 (ニュー年金定期)
販売対象	・当金庫で公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を新規に受取の方
期間	・1年限定(元金継続・元利金継続)満期日以降は、店頭金利にて自動継続
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・スーパー定期 100円以上500万円以内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(店頭表示金利に0.35%を上乗せします。) ・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示金利となります。 ・元金継続の場合は満期日にお利息をご指定口座(年金お受取り口座)に入金します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。
税金	利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	—
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部(9時~17時、電話:0749-35-1000)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱いは年金振込指定口座のある店舗(1店舗)に限らせていただきます。 ・ご利用限度額はお一人様500万円までとなります。(ニュー年金定期プラス残高と合算) ・ATM、インターネットバンキングでのお取扱はできません ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)